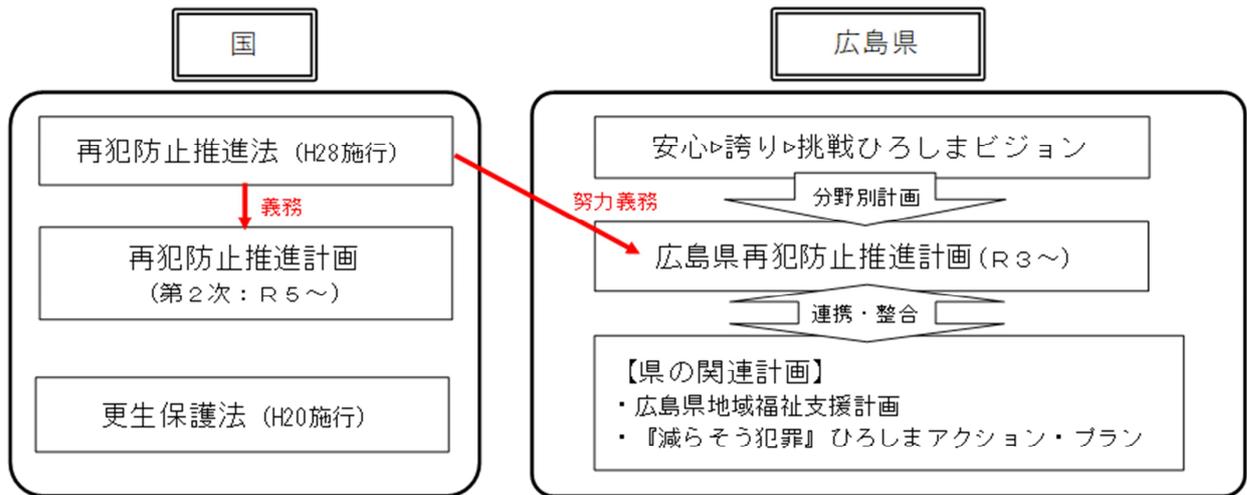


第2次広島県再犯防止推進計画 骨子（たたき台）

1 趣旨

本県では、再犯の防止等に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定し、再犯の防止の推進に取り組んできた。現在の計画期間が今年度末で終期を迎えることから、第2次計画を策定することとし、骨子（たたき台）を整理する。

2 計画の位置づけ



3 犯罪をした者の現状（刑事施設入所者等：広島県）

検挙者数等は減少傾向にあるが、再犯に至る者が依然として約5割を占めている。

その背景として、定職・住居を確保できない等のために社会復帰ができず、窃盗などの常習的な罪を犯してしまう者がいる。

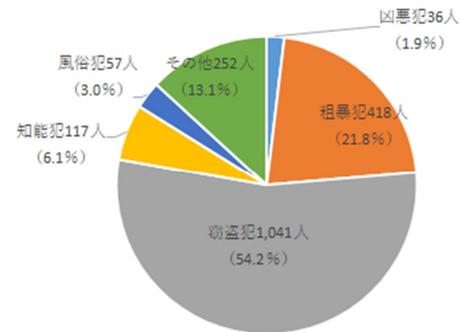
【再犯者数及び再犯者率】

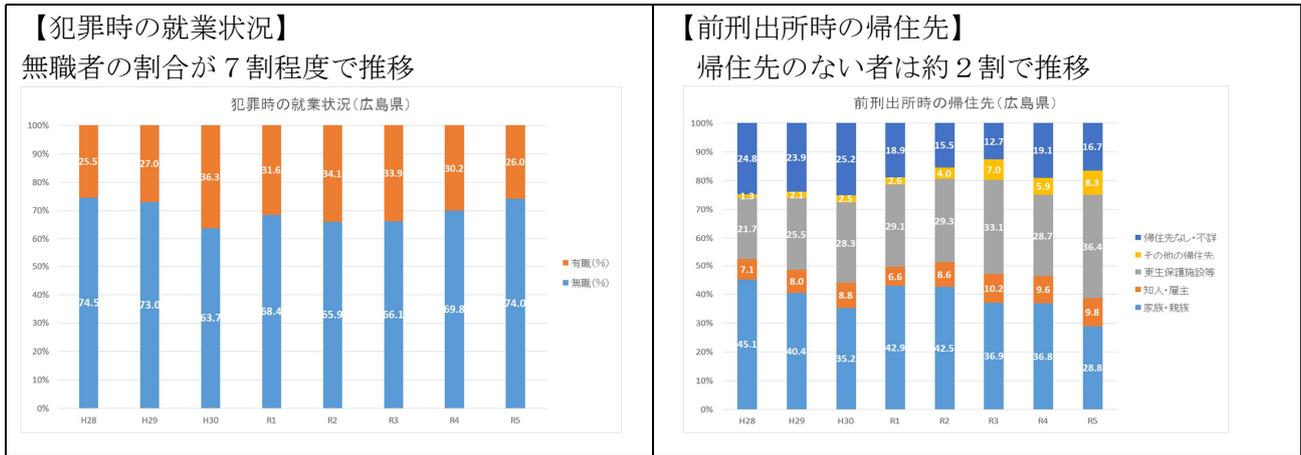
検挙者数の減に伴い再犯者数も減少傾向にあるが、約5割程度で推移



【R5再犯者（1,921人）の罪種内訳】

再犯者のうち半数以上は窃盗犯（主に万引き）が占めている





4 現行計画の振り返り

(1) 基本的な考え方と将来の目指す社会像

ア 基本的な考え方

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」等を踏まえて取り組む。

再犯防止推進法 第3条（基本理念）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。

イ 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現。

(2) 施策体系

項目	目指す姿	小項目
I 社会の理解促進・支援基盤の強化	犯罪をした者の生きづらさの理解が進むとともに、関係者間の情報共有等により更生支援の仕組みが確保・強化されている	(i) 社会の理解促進
		(ii) 支援基盤の強化
II 生活上の基本ニーズの確保・回復	犯罪をした者の住居や福祉サービスの提供が促進されている	(i) 住居等の確保
		(ii) 保健医療・福祉サービスの利用支援
III 社会参画の実現	犯罪をした者の就労や修学等を通じた、社会参画の実現が進んでいる	(i) 就労に向けた支援
		(ii) 修学等の支援

(3) 主な取組と成果指標の検証

I 社会の理解促進・支援基盤の強化

(i) 社会の理解促進

主な取組	「広島県再犯防止推進連絡会議」を立ち上げ、関係機関相互の情報共有、連携を実施したほか、市町における「地方再犯防止推進計画」の策定などを支援。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 6)
地方再犯防止推進計画の策定の推進 ※他計画との一体的策定を含む	2市	20市町	23市町 【達成】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 政策的に関連が深い地域福祉計画に包含して一体的に策定されたこともあり、全市町で「再犯防止推進計画」が策定。 一方、罪を犯した者の中には福祉サービスが必要にもかかわらず市町の相談窓口につながるできない者もいる。その際、国側も市町のどの窓口にも相談していか分からない、市町側も窓口にも相談に来た者の対応について国に問い合わせるケースがあるなど、国と市町の連携体制が課題。 		

II 生活上の基本ニーズの確保・回復

(i) 住居等の確保

主な取組	広島県居住支援協議会や居住支援を実施する民間団体の研修会等を通じて、罪を犯した者を対象とする居住支援法人の設立を働きかけた。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 6)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数	1法人	3法人	7法人 【達成】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察者を対象とする居住支援法人の数は7法人と増加したが、法人の所在地が都市部に集中しており、県全域で支援が充実するよう引き続き増加が必要。 民間の居住施設に入居できる者も増加しているが、出所時に帰住先のない者は依然として約2割前後で推移しており、賃貸人の不安を軽減する情報の提供など、更なる入居促進が必要。 居住支援を継続的に行っていくためには、居住支援法人の増加や福祉政策との更なる連携、市町における居住支援協議会の設立等、地域のニーズを踏まえた居住支援の実施体制の整備が必要。 		

(ii) 保健医療・福祉サービスの利用支援

主な取組	広島県地域生活定着支援センターにおいて、刑事施設出所者のうち、住居がなく、高齢又は障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 6)
地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率	83% (H29～R 1)	88% (R 4～R 6)	80% (R 3～R 5) 【未達】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活定着支援センターの支援対象となった者の1年後の定着率は、令和2年度54%、令和3年度67%、令和4年度95%、令和5年度78%となっており、定着率の高い年度があることから同センターの取組効果は一定程度あると捉えている。 しかしながら、支援が行き届かない時間帯に、再犯回数が多い者が窃盗、傷害等の常習性の高い犯罪を再び行ってしまうケースや、薬物依存がある者が依存症回復施設から出奔することで行方不明となるケースが多くあった。 再犯・行方不明になった者については、再犯理由の把握や事後評価が困難であることから、今後司法機関との連携により、再犯理由等の聴取や類似ケース等の情報共有等を図り、支援内容に関する振り返りや効果検証を行っていく必要がある。 		

III 社会参画の実現

(i) 就労に向けた支援

主な取組	国と連携した協力雇用主の登録推進のほか、就労意欲を有しているものの自力での就労が困難な起訴猶予者等に対して、就職及び職場定着のための就労支援を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 6)
県が就労支援した者の就労継続率	—	90%	100% (単年値) 【一時的に達成】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の就労支援事業は矯正施設入所中や保護観察期間中のみが対象であったことから、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 勾留中の者に対して検察庁と協定を結んで県が就労支援を実施 ✓ 保護観察期間満了後も継続して県が就労支援を実施 した結果、就労継続率は令和6年度は目標を達成したものの、事業を開始した令和3年度からの通算では約7割となっている。 就職後3か月以内の早期に離職する者の中には、突然出奔してしまう者や障害が認定されていなくても発達障害など何らかの障害があり支援当初から福祉に繋ぐべきだった者がおり、対象者の特性により添った対応が必要。 就労支援に携わる機関からの聴き取りでは、検察庁から申し送りのなかった者や保護観察の対象とならなかった者で、自力の就労が困難な者をカバーできていない、という課題がある。 		

5 国の動向

(1) 第二次再犯防止推進計画（国）（令和5年3月）

犯罪・非行をした者が、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことのために、国・都道府県・市町の役割が明確化。

県の役割として域内のネットワーク構築等が記載されるとともに、国を主体とする「地域による包摂の推進」が重点課題として設定された。

(2) 更生保護法の改正（令和5年12月）

出所後等の息の長い支援を推進するため、刑執行終了者等への援助、地域援助（元保護観察者等からの支援の相談の受付等）の規定が設けられるとともに、勾留中の被疑者等の生活環境調整が新設され、国の関与が拡大された。

改正前

国：刑事司法手続き中（矯正施設入所中、保護観察期間中）のみ関与

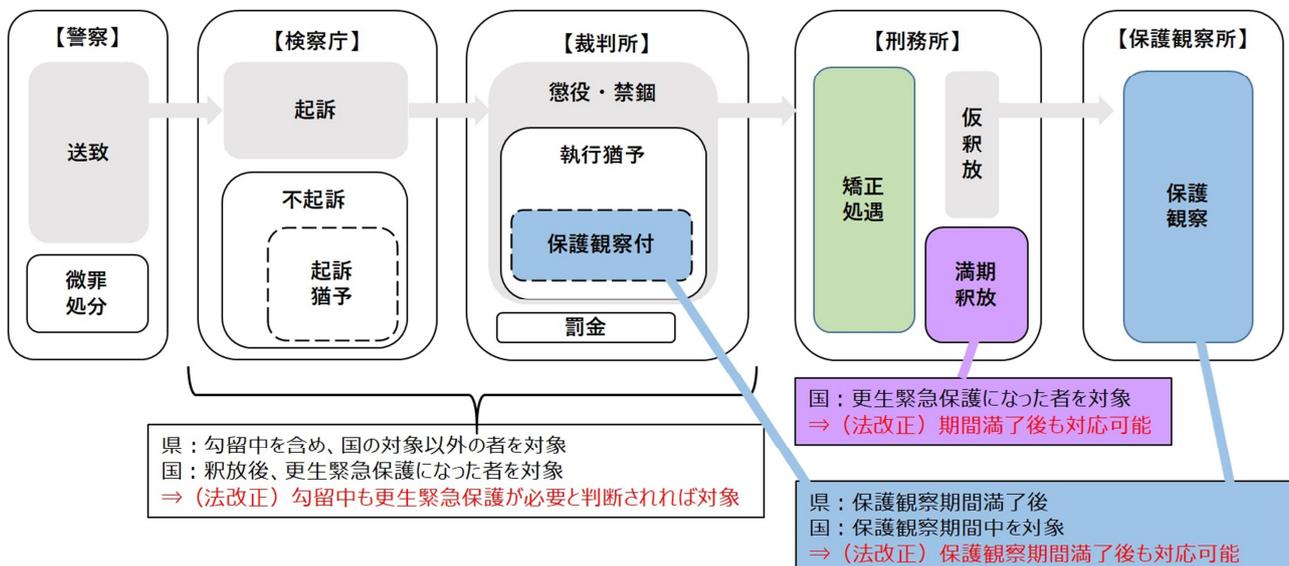
県：勾留中の段階の者に対しては、地方検察庁と協定を結んで就労支援を実施

刑執行終了者（矯正施設出所者や保護観察期間終了者）は独自に就労支援を実施

改正後

保護観察所が主体となり、勾留中の被疑者段階から就業先の調整が可能。

また、刑執行終了者に対しても必要な支援が実施可能。



6 次期計画の検討の方向性

次期計画の策定にあたっては、現行計画の振り返りで見えた課題、国の動向、関係者からのヒアリング等を踏まえ、次のとおり検討を進める。

(1) 刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】

罪を犯した者の支援に際しての国と市町の連携不足という現状や、国の再犯防止推進計画で明確化された域内のネットワーク構築という「県の役割」を踏まえ、県が主体となって刑事司法機関と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関を参画させるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組む。

(2) 地域における居住支援体制の推進【拡充】

保護観察者を対象とした居住支援法人数の増加に関する取組を継続しつつ、各市町の住居・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」の設立を働きかけていく。

(3) 就労に係る幅広い相談窓口の設置【新規】

更生保護法の改正により、これまで県が就労支援の対象にしていた者についても、国の支援が可能となったが、今後、国が支援範囲を広げるかについては、現在のところ未定である。(法務省には個別協議を通じて要望済)

支援の対象者や内容に隙間があるという現状を踏まえ、罪を犯した者を広く対象とした就労相談窓口を設置し、支援対象者の実情に寄り添った様々な支援策に繋げていく。

7 次期計画の骨子(案)について

(1) 基本的な考え方と将来の目指す社会像

再犯防止推進法第3条の基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げる5つの基本方針から引用しており、現行計画の内容を維持する。

ア 基本的な考え方～変更なし(再掲)

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」等を踏まえて取り組む。

再犯防止推進法 第3条(基本理念)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。

イ 将来の目指す社会像～変更なし(再掲)

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現。

(2) 計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

(3) 施策体系と取組の方向性

ア 施策体系～変更なし（再掲）

引き続き、国の再犯防止推進計画の重点課題に沿って取り組むこととし、現行計画の内容を維持する。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

イ 取組の方向性

次のとおり整理する。

施策項目	今後の取組の方向性（県実施分）
I 社会の理解促進・支援基盤の強化	
(i) 社会の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・ 地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・ 県民の更生支援の関心の喚起
(ii) 支援基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】</u> ・ 関係機関の連携強化 ・ 支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 ・ 民間ボランティアの確保・育成
II 生活上の基本ニーズの確保・回復	
(i) 住居等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域における居住支援体制の推進【拡充】</u> ・ 居住支援法人の増加 ・ 生活困窮者自立支援制度 ・ 公営住宅の連帯保証人要件の撤廃
(ii) 保健医療・福祉サービスの利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域定着支援センターによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被疑者等の利用調整 ✓ 帰住先がある者の利用調整 ✓ 支援辞退者の縮減 ✓ センターの法定化 ✓ 市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓ センター業務のICT化 ・ 利用調整に関わる機関の連携 ・ 薬物依存者の治療・回復の支援 ・ 薬物依存者に対する支援情報の提供 ・ 特性に応じた支援
III 社会参画の実現	
(i) 就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就労に係る幅広い相談窓口の設置【新規】</u> ・ 協力雇用主の業種の拡大 ・ 生活困窮者自立支援制度（再掲）
(ii) 修学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復学・進学に関する情報提供 ・ 学習支援の提供

《参考》取組の方向性にかかる現計画と次期計画（案）の比較

施策項目	
取組の方向性（県実施分）	
現行計画	次期計画（案）
I 社会の理解促進・支援基盤の強化	
(i) 社会の理解促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・県民の更生支援の関心の喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・県民の更生支援の関心の喚起
(ii) 支援基盤の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町再犯防止推進計画の策定 ・関係機関の連携強化 ・支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 ・民間ボランティアの確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】</u> ・関係機関の連携強化 ・支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 ・民間ボランティアの確保・育成
II 生活上の基本ニーズの確保・回復	
(i) 住居等の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 ・生活困窮者自立支援制度 ・公営住宅の連帯保証人要件の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域における居住支援体制の推進【拡充】</u> ・居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 ・生活困窮者自立支援制度 ・公営住宅の連帯保証人要件の撤廃
(ii) 保健医療・福祉サービスの利用支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援センターによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ✓被疑者等の利用調整 ✓帰住先がある者の利用調整 ✓支援辞退者の縮減 ✓センターの法定化 ✓市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓センター業務のICT化 ・利用調整に関わる機関の連携 ・薬物依存者の治療・回復の支援・薬物依存者に対する支援情報の提供 ・特性に応じた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援センターによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ✓被疑者等の利用調整 ✓帰住先がある者の利用調整 ✓支援辞退者の縮減 ✓センターの法定化 ✓市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓センター業務のICT化 ・利用調整に関わる機関の連携 ・薬物依存者の治療・回復の支援・薬物依存者に対する支援情報の提供 ・特性に応じた支援
III 社会参画の実現	
(i) 就労に向けた支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者、被告人の就労・職場定着支援 ・協力雇用主の業種の拡大 ・生活困窮者自立支援制度（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労に係る幅広い相談窓口の設置【新規】</u> ・協力雇用主の業種の拡大 ・生活困窮者自立支援制度（再掲）
(ii) 修学等の支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・復学・進学に関する情報提供 ・学習支援の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・復学・進学に関する情報提供 ・学習支援の提供